

ACSV Monthly Letter

● 個人住民税の特別徴収について

個人住民税は、前年の所得により各市町村により決定されます。個人事業主などは、本人が直接納付する「普通徴収」となりますが、役員報酬や給与の支払いを受けている人は、原則として給与から天引きする「特別徴収」となります。

	対象者	納付方法
普通徴収	個人事業主など	本人が納付（年4回）
特別徴収	給与所得者、公的年金受給者など	給与、公的年金などから天引き

給与支払者は、原則として全ての従業員（アルバイト、パート、役員等を含む）について個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。特別徴収しなくてもよい従業員は、以下のような人に限られており、毎年1月31日までに各市町村に提出する「給与支払報告書」で明示することになっています。

- ・ 給与の支払いが不定期（継続的な雇用でない、年俸一括払い等）
- ・ 給与から税額が引ききれない
- ・ 他の事業所で特別徴収をする
- ・ 退職または退職予定

特別徴収の制度は従来からあったものですが、平成26年に全国地方税務協議会で採択された「個人住民税特別徴収推進宣言」以降は、その徹底化が進められています。従業員からの希望により、任意に普通徴収を選択することはできません。

なお、個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月の12か月間で、給与支払者は6月の給与から特別徴収を開始し、それぞれ翌月10日に各市町村に納付します（納付書は従業員が住んでいる各市町村から送付されてきます）。

また、特別徴収中に退職等の異動が生じた場合は、その都度、各市町村に「給与所得者異動届出書」を提出しなければなりません。そのため、従業員の給与支払者の異動が多い事業所では、事務処理の負担が大きくなります。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
12月	年末調整	
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】年末年始休業は12月29日（土）から1月3日（木）です。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。